

明治時代から継続する商標権「犬のマーク」が 「明治百五十年商標登録継続記念証」を受領

株式会社JVCケンウッドは、明治38年（1905年）より継続している商標権「犬のマーク」に対し、特許庁より「明治百五十年商標登録継続記念証」を受領しましたので、お知らせいたします。

■特許庁「明治百五十年商標登録継続記念証」について

特許庁は明治150周年記念事業^{※1}として、明治から継続している商標権に対して、当時の登録証を模したデザインの「明治百五十年商標登録継続記念証」を発行しました。明治38年（1905年）より継続して商標登録されている「犬のマーク」（登録第23626号）もこれに該当し、このたび記念証を受領しました。

※1：明治元年（1868年）から起算して満150周年に当たる2018年に記念事業として実施。



<商標登録継続記念証>

■「犬のマーク」について

「犬のマーク」は、1889年にイギリスの画家フランシス・バラウドによって描かれた絵が由来となっています。亡き主人の声に耳を傾ける犬の姿に感銘を受けた円盤式蓄音器の発明者ベルリナーが商標として登録。その後、商標を引き継いだ米国・ビクター・キングマシン社が日本法人として日本ビクター株式会社（現：株式会社JVCケンウッド）を設立し、日本での商標を引き継ぎました。国内では1905年6月24日に商標登録され、以後114年間にわたり継続しており、現存する登録商標では28番目^{※2}に登録された商標となります。

※2：2019年6月24日現在、当社調べ。



<「犬のマーク」原画>

当社は、Victorブランドの象徴として「犬のマーク」を展開してきました。Victorブランドは、蓄音器に始まり、日本初のテレビジョン受像機、グローバルスタンダードとなったVHSなど、音と映像の世界を革新し続けてきました。2017年にはVictorブランドを再定義し、「誇りと探究心」を持ち「時代をつくる」ブランドとして表明しました。今後も、これまで脈々と培ってきた革新の歴史に誇りを持ち、多彩なアプローチにより探究を続けていきます。

「犬のマーク」は、長年の努力により築きあげられた知的財産です。当社は、歴史的価値のあるこの商標権を今後も保全・活用していきます。



<商品に刻印した「犬のマーク」>

<商標について>

・「犬のマーク」は日本における当社の登録商標です。

本件に関するお問い合わせ先

【報道関係窓口】株式会社JVCケンウッド 企業コミュニケーション部 広報・IRグループ

TEL: 045-444-5232 〒221-0022 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地

本資料の内容は発表時のものです。最新の情報と異なる場合がありますのでご了承ください。